

7福薬業発第456号
令和8年3月24日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 竹野 将行

抗てんかん剤に係る自動車運転等についての注意喚起に関する情報提供

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省医薬局医薬安全対策課より、日本薬剤師会を通じて別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

今般、抗てんかん剤であるカルバマゼピン、バルプロ酸ナトリウム、ラモトリギン、ラコサミド、レベチラセタムを有効成分とする医薬品について、てんかんに係る効能に限り、医師が日本てんかん学会作成の留意事項に基づき、自動車の運転等危険を伴う機械を操作することの適否を判断できる旨が示されました。

本件の取扱い変更を踏まえ、抗てんかん剤の服薬指導にあたっては、下記の点に十分留意の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

記

- ・ 自動車運転の可否は医師の判断に基づくものであることを患者へ適切に説明すること
- ・ 眠気、めまい、注意力低下等の副作用が認められる場合は、自動車運転等を行わないよう指導すること
- ・ 睡眠不足、疲労、体調不良等、発作誘因となる状況においては運転を控えるよう指導すること
- ・ 処方変更時や用量調整時には、発作再発および副作用出現の可能性を踏まえ、特に慎重な指導を行うこと
- ・ 患者から運転可否に関する相談があった場合には、医師へ確認するよう案内すること

以上

日 薬 情 発 第 208 号
令 和 8 年 3 月 17 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 川 上 純 一

抗てんかん剤に係る自動車運転等についての注意喚起に関する情報提供

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、厚生労働省医薬局医薬安全対策課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

今般、抗てんかん剤であるカルバマゼピン、バルプロ酸ナトリウム、ラモトリギン、ラコサミド、レベチラセタムを有効成分とする医薬品において、一般社団法人日本てんかん学会から提出された「抗てんかん剤の添付文書における自動車の運転等に関する注意喚起の改訂についての要望書」を受け、令和7年度第10回薬事審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会にて審議の結果、てんかんに係る効能に限り、医師が日本てんかん学会作成の留意事項に基づき、個別の患者の状態に応じ、自動車の運転等危険を伴う機械を操作することの適否を判断することが可能となったとのことです。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和8年3月17日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省医薬局医薬安全対策課

抗てんかん剤に係る自動車運転等についての注意喚起に関する情報提供

標記につきまして、別添のとおり、各都道府県、各保健所設置市及び各特別区の衛生主管部（局）宛てに連絡しましたので、御了知の上、貴会会員に対し周知方御配慮願います。

事務連絡
令和8年3月17日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬局医薬安全対策課

抗てんかん剤に係る自動車運転等についての注意喚起に関する情報提供

抗てんかん剤であるカルバマゼピン、バルプロ酸ナトリウム、ラモトリギン、ラコサミド、レベチラセタムを有効成分とする医薬品（以下「抗てんかん剤5剤」という。）は、眠気、注意力・集中力・反射運動能力等の低下等といった中枢神経系に影響を与える副作用を起こすことがあるため、「使用上の注意」の「重要な基本的注意」の項において、薬剤を投与中の患者には自動車の運転等危険を伴う機械の操作に従事させないように注意する旨が記載されていました。

今般、一般社団法人日本てんかん学会から提出された「抗てんかん剤の添付文書における自動車の運転等に関する注意喚起の改訂についての要望書」を受け、令和7年度第10回薬事審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（令和8年1月28日開催）において検討した結果、別添1のとおり、「使用上の注意」の「重要な基本的注意」の項の改訂について、「「使用上の注意」の改訂について」（令和8年3月17日付け医薬安発0317第1号厚生労働省医薬局医薬安全対策課長通知）を発出することとなりました。具体的には、抗てんかん剤5剤の経口剤について、てんかんに係る効能に限り、医師が、別添2の日本てんかん学会作成の留意事項（以下「留意事項」という。）に基づき、個別の患者の状態に応じ、自動車の運転等危険を伴う機械を操作することの適否を判断することが可能となります。

つきましては、管内の医療機関及び薬局に対し、当該「使用上の注意」の改

訂及び留意事項について周知徹底方お願い申し上げます。

(参考)

- ・令和7年度第10回薬事審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会
資料2-1 抗てんかん剤の「使用上の注意」の改訂について

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001644858.pdf>

参考資料2-1 日本てんかん学会要望書

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001642262.pdf>

別紙 2

【薬効分類】 1 1 3 抗てんかん剤

1 1 7 精神神経用剤

【医薬品名】 カルバマゼピン

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

下線は変更箇所

現行	改訂案
<p>8. 重要な基本的注意</p> <p>〈効能共通〉</p> <p><u>眠気、注意力・集中力・反射運動能力等の低下が起こることがあるので、本剤投与中の患者には自動車の運転等危険を伴う機械の操作に従事させないよう注意すること。</u></p> <p>〈精神運動発作、てんかん性格及びてんかんに伴う精神障害、てんかんの痙攣発作：強直間代発作（全般痙攣発作、大発作）〉</p> <p>（新設）</p>	<p>8. 重要な基本的注意</p> <p>〈効能共通〉</p> <p>（削除）</p> <p>〈精神運動発作、てんかん性格及びてんかんに伴う精神障害、てんかんの痙攣発作：強直間代発作（全般痙攣発作、大発作）〉</p> <p><u>眠気、注意力・集中力・反射運動能力等の低下が起こることがある。自動車の運転等危険を伴う機械操作の適否は、関連学会の留意事項を十分理解の上、医師が慎重に判断し、危険を伴う機械操作を行う場合には十分な注意が必要であることを適切に患者に指導すること。また、眠気等があらわれた場合には、自動車の運転等危険を伴う機械の操作に従事しないよう、患者に指導すること。</u></p>

(新設)	<u>〈躁病、躁うつ病の躁状態、統合失調症の興奮状態及び三叉神経痛〉</u> <u>眠気、注意力・集中力・反射運動能力等の低下が起こることがある</u> <u>ので、本剤投与中の患者には自動車の運転等危険を伴う機械の</u> <u>操作に従事させないように注意すること。</u>
------	--

【参考】 日本てんかん学会：抗てんかん発作薬を服用しているてんかんのある人において、自動車運転や危険を伴う機械操作を行う際の留意事項（2026年3月17日）

(注) 患者向医薬品ガイドを作成する医薬品に特定する。

別紙 3

【薬効分類】 1 1 3 抗てんかん剤

1 1 7 精神神経用剤

【医薬品名】 バルプロ酸ナトリウム

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

下線は変更箇所

現行	改訂案
<p>8. 重要な基本的注意</p> <p>〈効能共通〉</p> <p><u>眠気、注意力・集中力・反射運動能力等の低下が起こることがあるので、本剤投与中の患者には自動車の運転等危険を伴う機械の操作に従事させないよう注意すること。</u></p> <p>〈各種てんかんおよびてんかんに伴う性格行動障害の治療〉</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>8. 重要な基本的注意</p> <p>〈効能共通〉</p> <p>(削除)</p> <p>〈各種てんかんおよびてんかんに伴う性格行動障害の治療〉</p> <p><u>眠気、注意力・集中力・反射運動能力等の低下が起こることがある。自動車の運転等危険を伴う機械操作の適否は、関連学会の留意事項を十分理解の上、医師が慎重に判断し、危険を伴う機械操作を行う場合には十分な注意が必要であることを適切に患者に指導すること。また、眠気等があらわれた場合には、自動車の運転等危険を伴う機械の操作に従事しないよう、患者に指導すること。</u></p> <p><u>〈躁病および躁うつ病の躁状態の治療、片頭痛発作の発症抑制〉</u></p>

	<u>眠気、注意力・集中力・反射運動能力等の低下が起こることがあるので、本剤投与中の患者には自動車の運転等危険を伴う機械の操作に従事させないよう注意すること。</u>
--	---

【参考】 日本てんかん学会：抗てんかん発作薬を服用しているてんかんのある人において、自動車運転や危険を伴う機械操作を行う際の留意事項（2026年3月17日）

別紙 4

【薬効分類】 1 1 3 抗てんかん剤

【医薬品名】 ラコサミド（経口剤）

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

下線は変更箇所

現行	改訂案
<p>8. 重要な基本的注意</p> <p>浮動性めまい、霧視、眠気、注意力・集中力・反射運動能力等の低下が起こることがある<u>ので、本剤投与中の患者には自動車の運転等、危険を伴う機械の操作に従事させないよう注意</u>すること。</p>	<p>8. 重要な基本的注意</p> <p>浮動性めまい、霧視、眠気、注意力・集中力・反射運動能力等の低下が起こることがある。<u>自動車の運転等危険を伴う機械操作の適否は、関連学会の留意事項を十分理解の上、医師が慎重に判断し、危険を伴う機械操作を行う場合には十分な注意が必要であることを適切に患者に指導すること。また、眠気等があらわれた場合には、自動車の運転等危険を伴う機械の操作に従事しないよう、患者に指導</u>すること。</p>

【参考】 日本てんかん学会：抗てんかん発作薬を服用しているてんかんのある人において、自動車運転や危険を伴う機械操作を行う際の留意事項（2026年3月17日）

別紙 5

【薬効分類】 1 1 3 抗てんかん剤

1 1 7 精神神経用剤

【医薬品名】 ラモトリギン

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

下線は変更箇所

現行	改訂案
<p>8. 重要な基本的注意</p> <p>〈効能共通〉</p> <p><u>眠気、注意力・集中力・反射運動能力等の低下が起こることがあるので、本剤投与中の患者には自動車の運転等、危険を伴う機械の操作に従事させないよう注意すること。</u></p> <p>〈各種てんかんの治療〉</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>8. 重要な基本的注意</p> <p>〈効能共通〉</p> <p>(削除)</p> <p>〈各種てんかんの治療〉</p> <p><u>眠気、注意力・集中力・反射運動能力等の低下が起こることがある。自動車の運転等危険を伴う機械操作の適否は、関連学会の留意事項を十分理解の上、医師が慎重に判断し、危険を伴う機械操作を行う場合には十分な注意が必要であることを適切に患者に指導すること。また、眠気等があらわれた場合には、自動車の運転等危険を伴う機械の操作に従事しないよう、患者に指導すること。</u></p> <p><u>〈双極性障害における気分エピソードの再発・再燃抑制〉</u></p>

	<u>眠気、注意力・集中力・反射運動能力等の低下が起こることがあるので、本剤投与中の患者には自動車の運転等、危険を伴う機械の操作に従事させないように注意すること。</u>
--	---

【参考】日本てんかん学会：抗てんかん発作薬を服用しているてんかんのある人において、自動車運転や危険を伴う機械操作を行う際の留意事項（2026年3月17日）

別紙6

【薬効分類】 1 1 3 抗てんかん剤

【医薬品名】 レベチラセタム（経口剤）

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

下線は変更箇所

現行	改訂案
<p>8. 重要な基本的注意</p> <p>眠気、注意力・集中力・反射運動能力等の低下が起こることがある<u>ので、本剤投与中の患者には自動車の運転等、危険を伴う機械の操作に従事させないよう注意すること。</u></p>	<p>8. 重要な基本的注意</p> <p>眠気、注意力・集中力・反射運動能力等の低下が起こることがある。<u>自動車の運転等危険を伴う機械操作の適否は、関連学会の留意事項を十分理解の上、医師が慎重に判断し、危険を伴う機械操作を行う場合には十分な注意が必要であることを適切に患者に指導すること。また、眠気等があらわれた場合には、自動車の運転等危険を伴う機械の操作に従事しないよう、患者に指導すること。</u></p>

【参考】 日本てんかん学会：抗てんかん発作薬を服用しているてんかんのある人において、自動車運転や危険を伴う機械操作を行う際の留意事項（2026年3月17日）

抗てんかん発作薬を服用しているてんかんのある人において、 自動車運転や危険を伴う機械操作を行う際の留意事項

2026年3月17日

一般社団法人 日本てんかん学会

抗てんかん発作薬を使用する際には、以下の点に留意すること。

a. 医師が注意すべきこと

1. 患者のてんかんが適切に診断され、標準治療が行われていることを確認する。具体的には最新の日本神経学会や日本てんかん学会のガイドラインを参照のこと。
2. 患者のてんかん発作が自動車運転等に支障がないように抑制されているかを確認する。発作抑制の基準は、道路交通法およびその下位法規で規定されたものとする。
3. ストレス、睡眠不足、発熱、疲労に代表される患者個別のてんかん発作誘発要因が生じている時には自動車運転等を行わないように指導する。
4. 医師は各々の薬剤における適切な用法・用量を遵守する。また、薬剤の用法・用量を守るよう患者へ指導を行うと共に、服薬が遵守できているか確認する。
5. 抗てんかん発作薬の服用により、めまい、眠気、運動失調に代表される自動車運転等に影響を与える可能性のある副作用が発生することがあるので、これらの症状がある際には自動車運転等を行わないように指導する。
6. 併用薬剤の組み合わせによっては相互作用により副作用を生じうることに注意する。
7. 上記事項に基づき適切に確認や指導が行われ、既に自動車運転等を行っている者に対し、他剤からの切り替えや用量変更によって、発作が再発したり、自動車運転等に影響を与える可能性のある副作用が発生したりすることがあるため、十分な観察期間を設け、観察期間中は自動車運転等を行わない様に指導する。発作の再発がないことの観察期間は処方変更から6か月をめぐり、自動車運転等に影響を与える可能性のある副作用の観察期間は処方変更から1か月をめぐりとする。

8. 上記事項に基づき適切に確認や指導が行われ、既に自動車運転等を行っている者に対し、少なくとも3か月に1回の外来診察を行い、上記事項を含め、自動車運転等を行うことについて問題がないかの確認や必要な指導を行う。

b. 抗てんかん発作薬を服用するものが注意すべきこと

1. てんかんと診断され、抗てんかん発作薬による治療が施されている者で、自動車運転等を希望する際には、医師により十分な発作抑制効果と運転等に支障を来す副作用がないことが確認され、かつ許可されなくてはならない。
2. ストレス、睡眠不足、発熱、疲労に代表される個別のてんかん発作誘発要因を回避できない際には、自動車運転等は行わないこと。
3. 医師の処方通りに服薬すること。また服薬に際しては医師や薬剤師による指導の内容を遵守すること。
4. 抗てんかん発作薬の服用により、めまい、眠気、運動失調に代表される自動車運転等に影響を与える副作用が発生する事があるので、これらの自覚症状が生じた際には、自動車運転等を絶対に行わないこと。運転中にそのような状態になった際には、運転を速やかに中断すること。
5. てんかん以外の疾患や症状に対して処方を受ける際や市販薬を購入する際は、処方されている抗てんかん発作薬の効果や副作用に対する影響について、医師や薬剤師に確認すること。